

第2回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和5年10月16日（月） 午後1時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 3階 会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 2人（欠席1名）

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金金額審議について

5 議事要旨

（1）最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

50円を提示する。

船舶製造業の春闘結果は、連合の平均賃金決定方式で加重平均10,560円、引き上げ率3.58%となっている。

有期、短時間、契約等の労働者の賃上げ額は、加重平均で時間給52.78円、月給6,828円、賃上げ率（概算）は、時間給5.01%、月給3.18%となっており、時間給に関しては、一般組合員を上回る状況である。

船舶製造業は、専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、一定期間の教育訓練や高い熟練度を必要とされ、人材確保も喫緊の課題である。

有期、短時間、契約等の労働者の賃上げ率（時間給）5.01%を踏まえ、現行1,003円に5.01%を乗じた50円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

20 円を提示する。

船舶製造業の現状として良い面は、船の値段が緩やかに回復し高止まりの状態が継続していることである。また造船会社は受注が進んでおり 2026 年受注分まで埋まっている。悪い面は、資機材の高騰が続き、採算の改善がみられない厳しい状況にあることである。

提示額の根拠は色々あるが、日銀総裁コメントから、今後物価が最低 2%は上がると考え、現行 1,003 円に 2%を乗じた 20 円を提示する。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から 5 円引き下げた 45 円を再提示する。

県内で優秀な人材確保のためには、造船業の最賃の大幅引き上げが必要であり、県最賃に対する優位性を維持したいため、現行 1,003 円に県最賃の引き上げ率 4.48%を乗じた 45 円を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から 3 円引き上げた 23 円を再提示する。

歩み寄りが必要と考え、本審資料「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の B ランクの製造業賃上げ率 2.3%を現行 1,003 円に乗じた 23 円を再提示する。

- (2) 公益から、いまだ金額の隔たりがあるため、今後の進め方について意見を求めたところ、労使双方から、これ以上の金額提示は難しく、持ち帰り検討したいとの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・最低賃金についての意見要旨